

1. 件名：廃止措置に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 保安規定変更認可申請）【1】

2. 日時：令和元年10月29日（火） 13時30分～15時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

審査グループ実用炉審査部門

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、池田廃止措置専門官、立元保安規定二係長

九州電力株式会社：

原子力発電本部 廃止措置管理グループ長 他5名

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社より、令和元年9月27日に提出された玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について、資料の説明があった。

(2) 原子力規制庁は、(1)の説明に対し、以下の主な点を含め、今後引き続き確認することとした。

- ・ 固体廃棄物貯蔵庫等、1号～4号炉の共用設備の管理の考え方
- ・ 第一課長、第二課長、課長（第一課長及び第二課長を総称する場合）に係る職務分担の考え方

(3) 九州電力から、了解した旨の回答があった。

6. 配布資料

- ・ 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の説明資料の記載方針について
- ・ 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について「玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更の内容」
- ・ 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明（玄海原子力発電所）

以上